1968年度第59回宜野湾市議会会議録（定例会 ~~臨時会~~）

※ 6月19日（第6日目）　（午前10時一分開議）
（午後3時49分散会）

※ 出席議員（21名）

1番 伊佐治安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	4番 渡名喜庸仁
5番 宮里敏行	7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘	9番 沖原憲信
10番 稲嶺正廣	11番 安次富盛信
12番 大川　昇	13番 知名朝司
14番 崎間正篤	15番 仲村孝仁
16番 武島行男	17番 佐喜真　弘
18番 比嘉義定	19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎	21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎	

※ 欠席議員（　名）

なし

※ 議事説明員

市長	島袋全一	助役	沢し安一
~~収入役 兼 出納課長~~		総務課長	呉屋好永
住民課長	棚原盛真	厚生課長	伊佐友誠
税務課長	仲村春信	農林課長	崎間敏光
商工観光課長	古波蔵信三	都計課長	知花義世

総設課長	新垣善信	~~出納室長~~	~~平良春子~~
固定資産評価室長	武島正孝		
消防長	大城仁幸	水道部長	仲村春盛
営業課長	奥里将弘	会計課長	多知田真一
工務課長	金城健榮		

※ 事務局出席者

局長	末吉健男	庶務係長	照屋毅
議事係長	島袋真由	書記	仲村泰夫
書記	比嘉定治		

※ 議事日程（第6号）

1968年6月19日（水曜）

日程第1 議案第30号 1969年度宜野湾市埋立事業会計予算（建設委員会報告）

日程第2 議案第34号 1969年度宜野湾市土地区画整理事業第二地区特別会計予算（建設報告）

日程第3 議案第43号 1968年度宜野湾市水道事業会計追加更正予算（建設委員会報告）

日程第4 議案第26号 宜野湾市営住宅設置及び管理条例について（経済民生委員会）

日程第5 議案第24号 宜野湾市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（総務委）

日程第6 議案第25号 宜野湾市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について（総務委員会）

日程第7

日程第8

議 ど

定足数に達しておりますので、会議より本日の委員会を開きます。

議 ど

日程第1 議案第30号から6月12日の本委員会にあさいて建設委員会の方に付託してありましたが、審査をおこないたいと思いますので委員会の報告書が来ております。

議 ど

休憩いたします（午前10時40分）

再開いたします（午前10時45分）

議 ど

建設委員ごの報告を求めます。

建設委員ど

本案に対する建設委員会の審査の経過報告をゆしあげます。委員会は始めての特定の委員会であります。市内面にあさいては先に議会で議決になりました起債を基にして決められている事業であります。市立面にあさいては多くの事業費にゆってありまして内容が多くの事業費であります。

需要費とまりて事務費の100万円という面でございまして、事務的経費が認

されてはいるのでありますが、この面におきましては一般的な市の建設課の職員という面で充てる予定でございます。本委員会の付帯意見にもありますように、これを事業に当たっての懸案事項でありまして、当然考えるべきでありまして、今申し上げました通常的な委員会の手続でも既に業者から見積書をとり、内容に照らして適切であるかどうかを判断するというふうな法で業者を選択するかという問題が残っておりますので、そう急に業者の選定をする訳にも業者の選定に当りましてはなるべく早く着工してもらいたいと委員会は要望するものでありまして、その中の道路橋梁費でございますが、これは今住宅の建設地から団地に向ける幹線道路を建設するという事でございますが、そこには私有地もある事でして、その面に支障の問題も事前に充分調査をされて見解と対応をして着工の段階で支障のないように、やってもらうとの方の理解を地元に対して、川がくさくさしてそこを埋めるという一部計画がありましたが、これが結局調べてみましたら個人有地にかかっていたという事で、途中で設計変更の事業を実施した事例がございます。今度は、今度は。

いう事が出来ない様に制限付きでやってもらいたいという様な付帯意見をつけてございます。以上審査の結果を市長宛申し上げまして質疑にお答えしたいと思っております。

議長
本案に対する質疑を許します。

3番
この借入金は1つだけですか

書記長(津谷)
この他にあきまして、1件計画しております。後で学校用地の買収もあり得る考えでございます。

3番
この財政予算に関するところの市債100万ドル余りこれは両方で予定してですか。それとも流動債ですか。

津谷書記長
両方予定しております。

3番
先日の説明の数字の後に融資手続に対する認可が下りたとの説明でありますが、行政的ですか。

建設事業部

去った土曜日であります。八日です

3　番

八日に事業費が(前)かかっていますが、この認可が下りそうという報告ありましたか。

建設事業部

ありました。そういう段階で番号を進めてあります。

3　番

その認可に基く補入先に対する補入申込みの手続きなんかはどうなっていますか。

建設事業部

手続き(前)は済んでいます。面倒あかってきますという事であります。

3　番

当局から

市　長

○頭で連絡をいたしまして、その事業は決定にはなりません。改めて面倒かけます。

3番

特別委員会においても直ぐ決まると必要な手続きを取るためには準備は事前にやっておかなくてはいけないという事もお互いに何度か場数を踏んでいらっしゃる筈であります。
認可が下りたら翌日は補入手続は正式に急きませんがないといけないと常識的に判断しますが場合によっては都合つけられない点があるんですから当日認可貰ったら常識的判断からすれば16日は一切合切なる正式の手続を終っておかなくてはいけないと思うんですが今日は19日であります。

市長

事務的にはなるべく早いうちにやる様になっています。

3番

そうすると これは何日かの期間を置いて後の期間に正式の手続きを踏む事ですが。

市長

今週一杯にやる様にします

3番

充分出来ますが。一、市長(略)

3番

二式の手続き 借入申込手続きは皆ってあらかじめの事でありますが 認可がくりてから 流会、第4(3)(ア)部に対して認可がくりたんだという事を(ウ)こうに通知させた事がありますが。

この点

(ウ)に通知してあります。そしてこの借入申込みがなされると流会においては流会(カ)の例事項がある訳であります それが、諸々は決定する事になります。第4(3)(ア)部と認可(ウ)題については通知をしてあります。

3番

流会、第4(3)(ア)部の二式の借入手続きが終えてからが それに対する必要な書類手続きはとらないと思っています。それが例あ(ア)きしているのは 陸幻から二式の認可はくりた。そこで 疑された(ウ)問題は 本予と流球幻ぼ 本予と第4(3)(ア)部こう(ウ)題文に対 疑された(ウ)問題であります。口頭でもいう話は出がありましたが。認可がくりたからようしく 教え、といってお話な口頭の通知であるのか。又認可はくりたと!!う相手に通知する文の通知である

ますが、そのへんをもう少し連絡お願いします。

市　長

認可が下りてそうして正式の文書を出じゅうから、その本店の方に連絡してもらいたい、そしてその手続きの設については早目にやってもらうようにという事であります。

3　番

これは常識だと思うが。

市　長

いってであります。

3　番

直接市長がいかれたんですか。

市　長

そうです。

3　番

そういった様な相手方に対する連絡申入に対して誠意なしから出張するにどういった様な反応があったですか、そのへんはやはり聞きたいですから。誠意の意のみえない答弁がなかったかどうか。

市長

これはもう指名委員会に向こうも準備して書類を待ってあるんだと、大体は理事会ともスムースにいくと思うという事になっています。

3番

それぞれ委員会に諮るわけですが、我々が或る情報筋から得た。これは確認はしていませんが、ちょっと話題だ、いわゆる政治献金を貰って市長は○頭による回答をした。ちょっと時点において議会側は業者を早く決めてもらわなければいけないという委員会を開らいてあります。これは困ります。

市長

業者を早く決めて、そして議会が決定する場合に賛成決定する場合に業者が決まってあれば非常にスムースにいくんだと。

3番

ということは今も説明書では、どの場合でも人に事業をさせるんだという事を予め決定しなければ調査も出るかも出ないかは、はっきりしない。事業は出ないという立場をとって

いう訳ですが、それとも早く業者を決定しなければ借入申込に対して書面が出来ないと、そういった形は態度を示しているが、それを知りたいために質問をしている訳です。

市長

そうじゃないと思っています。出来得れば早目に業者が決定されてあれば向こうとしても貸付の決定に非常にスムースにいくんじゃないかという事であります。

3番

それじゃ借入申込があっても論旨としては既存のその借入申込の時点において業者が決まっていた方が向こうとしては都合がいいと。それで希望として、そうしてもらいたいという意味であるが、しかし又業者を決定しなければ融資に対する結論は出ない。従って融資するかしないかの決定条件として要求してあるが。

市長

いやいや、そうじゃないです。業者が決定してあればスムースにいくと思うから出来た業者を早く決定してもらいたいと向こうの希望確認しているわけです。

3番

孫会社は早目に業者を決定してもらいたいというお話でその意向はあくまで孫会社の立場からみた単なる希望であるとみてよろしいですか。

市長

私もそう思っております。

3番

別に業者を決めなければ融資はしないぞというたそういう考えかたは訂正した訳ではないですね。

市長

私はそうみております。

3番

そうするとこれ市長も説明された孫に相手もそういう意向としてなら単なる孫会社の希望としてみなされるのであれば購入手続をやる場合には ~~業者~~ 市長としてはその状況にみて業者を決定しなければいけないとか或は業者の決定は待ってもらいたいというお話は考え方のどちらの考え方をとってあらわれますか。

市民

これは私はそれとは全然関連して考えてありません。借入申込の時点においては何もそういうのを考えないで。

3番

何も考えないですか

市民

借入申込をやってそして何らの希望としては借入申込がきたら孫悟の本店の設備があるので それ以外には業者を決めた方がいいんだがという一方的意見です。

3番

それは自治体側の態度では了解しますが それに対して当時市の態度、業者決定しないで借入申込の手続きをやりますが 私がそれを聞いてあるのは小田沼町があったが正式手続きはまだやってないという理由はそういう人と関連して質問している訳です。

市民

全然それとは関連してありません。

3番

あくまでも純粋に事務上のあれですね。

市長

そうです。

3番

他に政治的な意味は介在してないと解ですね。

市長

ありません。

3番

猪入中学手続きの場合に決定じゃなくてどの業者にさせたいという、つまり当時の手伝いの希望的条件を記入するはずですが。

市長

これはできないです。それはやりません。

11番

この特別枠を審査するにあたってかねてからこの事業を進めるために一般土木事業にしかさせると聞くというお話は、事前に相当問題になった

設であります。そこでこの予算を審査するにあたって、他の建設事業にしわよせする可能性はないかどうか。

建設委員会

この面につきましても本委員会は何度かありましたが、予算が審査されているところの一般会計予算をみますと、あの辺りを見ますが、年度の土木費というのが相当多くのウエイトを占めておりますが、減少になっています。
現在の庁舎では相当人員がふくくんじゃないかとそういう人員を、そこに絡んでそういう面で考えを決めます。一般会計の建設面には影響ないというのであります。事業開始方法による面この土木費の面に向けられると、そういう形なら考えの形であります。また一般会計のこの入った書きはしてありませんが、~~事業~~年度は土木費は減りまして、この面に向けられると、ちょっと事務的経費は計上してないという事です。

11番

これはこの特別会計を運営するための運営費は計上されてありません。
従ってその運営費は殆んど一般会計で賄ってあります。しかも、総務委員会が

書いたところの定数条例の中で現
在の職員の一部をこの特定事業の
仕事に(用)するという形は事であります
そうしたら当局にこの特別枠の予
算についてはこれはあくまでも公営事
業、給与というところの公営事業と
性格を異にしております。ある程度
利益を生むための事業でもあります
ね。そうでありながらこの枠の
中から賃金を一般予算の中に
わりやすするという事は非常に
問題があるんじゃないかなと思
っています。そうであるならば別
枠をきって賃金を計上してもらいた
いと。なりてもの以上です。

11 番

その辺に少し不満がある訳でありますが、そういった面については委員会はどうお考えですか。

建設委員長

お説の通りでありまして一般会計をつくる上におきましてはあらゆる支出をその会計で賄うのが妥当でありうる。しかし捜査の問題におきましては蓋然的には売却、土地の処分という所得にくるのがどうで一般会計に繰り入れるべきであるという形は当局の見解でございまして、その売却費とかそういうのは当然一般会計に繰り入れるべきものであるので一時的の一般会計のしわ寄せ、事務人員そういう面で使えるという事で一般会計に計上してそういう人件費、事務的経費は計上して捜査事業費だけやりたいという形の方向でありまして確かにお説の様に特別会計をつくる以上は支出もその会計で賄うべきが本当のあり方でありましょうと思っております。

11 番

お説明の様にお金がありれば蓋然的の決算時点において、そのお金は当然一般会計を通じて処理されると思っております。

ります。しかしながら来年度の状況は
厳しい状況、しかも事業量が大巾に削
減された年度においては少しでも事業
量を多くしなければいかんというふう
になった場合は当然その分は特別
枠で計上してその分は一般枠の
他の事業に回すというふうに私
は考えております。この辺考えを、説
明員は大体いくら位ですか。

建設事業部
　当局をして答えさせます。

物　政
　今の御質問は事前に考えると御
承知のごとくの状況でありますが、こ
れはいろいろ異なる訳であります。
御承知事業は起債と最終的には地方
交付税でまかなわれる訳でありますが、こ
の事業をするために借入れをする場合
に本来ならばその個別もほんとは一般
枠から繰り出しまして個別をもつと、
いうのが特別枠として建前であります
。その事業がほんとに緊急であるも
ういう点を金融機関からはされてい
ます。又政府の起債の認可にあっても
当然そうあるべき本来の姿であるけれ
ども事業の内容上金額が大きいし
事業を始めて収入が入るまでには相

当然問題を要します。その間の利子は莫大なものでありまして、これを一般会計から繰り出すというのは、到底不可能な事であるので、この利子分を起債で充てて計画を進めてありますそういう事情の特別会計でありますので、外に尚留意点をこれに付加した様に結局一般会計から繰り出してこれに充てなければいかんという事になりますので、おそって一般会計にしわ寄せされる数は尚多くなりまして、所の一般会計の財政はつも緊迫しなければならないという結果になります。そういう観点から例の様に留意点として工事管理をするための職員つまり所の人数が必要でありまして、私は君が計画課の職員が、勿論一般会計の方から割振れるようですので、その基本論は勿論一般会計でまかなうが、尚特別この事業を進めるための必要があるとするならば強いていえばこれを考えていた訳ですが、この借入金額の事決れば様の様の許可さえ範囲内に止めるためにはどうしてもこれ丈の減をしてあの範囲内に止めなければならない事情がありまして、一応必要外等の方も一般会計にもって来ればいいという考えで、それから減

引き続きまいります。

11番

私の聞いているのは額にしてどれ位かという事です。

助役

総額としては時間外に900万円位をみてありました。

11番

それに当る職員これは専念するはずです。

助役

一般会計の職員をこれにあてる様でありますので専従させる様ではない様です。いわゆる単なる工事の監督でありますので それにおりにそういう必要性はないんじゃないかと思います。専従させてそれ以外の仕事をさせないというような やり方をする必要はないと。

11番

助役の説明は納得出来ませんというのは、これはあくまでも独立採算を目的とした事業であります。であるならば それに要する諸経費は当然計画、実施の段階にあって、その分担は

算出した数字が出てきたとして、そして、その事業が黒字になるようなことがあるとしたら、そういった形で事業を進めるんであって、この辺りも一般会計がまっぷべきだと思います。解説説明に対して説明責任は果たされていないと思います。この面については、市長さんの方から、この事業をするために一般会計にいくらかの繰入をしなければいけないというような事が度々論議されてきております。今の段階ではこの事業はあくまでも市がやって相当な利益があるんだと決して一般会計にしわ寄せすると言った形を考えた場合では説明責任を果たされていないと言った形で進めるべきだという結論が出たと思います。そうであるならば尚この事業に関する経費これは国道人件費全部であります。当然この特別会計で賄ってもなお尚利益があがるという形の計算にまってこの事業を進めるなら限りは、非常に問題があるとみる考えであります。

以上

これは、まず、市長がとれないという意味とは違います。4月度の予算案が提出されまして事業の計画をする場合にはやはりこれ一応借入限度額であります。ですから一般会計から当然市の一般会計からの

ておって、それぞれの政治力があって
しかるべきだという見解にたっている
訳です。しかしそういう政治力というの
は金額が余りにも大きいので到底
不可能であるので、金額を借入れしな
ければ事業これは計画通りゆかない
訳であります。最終的には分離元
金償還がとれるという計画にたって
ものされています。全部最終的に約束
一般会計負担金或いは人件費負担
するという意味には全然違う訳です。いわゆる計画と事業の段階における
そういう事情を説明した文であります。
約束も最終的には実施する事業じゃ
ないです。

11　番

分離計画或いは其の事業の推進
をしないで反対というのはありません。
しかしながら計画する段階においても
当然その清算資準備費一応借入れ
であろうが政府の補助金であろうが
或いは又どういった形で出資されが
ー応は準備費からその負担でその
費用について論ずべきだとの考え方
にたっている訳であります。そして、
ずいぶん事業の過程上大変が相当
削減されてありますし少しでも安い
一般会計に出て、もう少し度々と言う点

計画をゆく上げている訳であります。そういう事であるならば、ちゃんといくら人件費がかかるか、或る程度これに見積って見るべきだ、そうして土木事業が促進なるという事になれば両方のバランスが保てるという事になれば一般納税者にしわよせする事は余り得ないんじゃないかと考えます。

議　長

休憩いたします（午前10時37分）

再（開）いたします（午前10時38分）

8　番

今のお答えを（申）されて議員の皆様方も或る程度出来てある訳でございます。そこで手続としてはこれ等意図にもっと早く着工すべきであると計されてありますが、その着工する上には業者の意見も参酌にしなければならないと思います。

そこで例えば土地収用等の手続等を済ませて業者の意見もまた必要であるとそう考えているのだが、所要費のもっと早く着工すべき手続きをとられますか。

市長

これは我々としても早目に着工したいというのは、夏冷房に早ばに入りますし、早く特別委員会にも早くしてもらって、そういった事を早く(面)やってもらった方がいいじゃないかという事で申入れをしてあります。早目に着工したいという事は当然であります。

議長

それは当然ですが、当然という事は解っていますが、借入れのそういうのも休憩中のごくやりとりでは起債許可も得てあるし、それから流用費(員)部、そういったものも済んでいる。既にお渡してある。残ったものは業者の選定だと思っておりますが、そういう業者の選定を早目にしないと着工はお渡しを遅れると思います。そういう面は直ぐ出来ていたできますが。

市長

これは特別委員会にも早く委員会を開き、議長にもお願いして、議会に諮って決めてもらいたいという事を申し入れてあります。これは直ぐ我々が決める訳にもいきませんので特別委員会に審議を願ってお渡しの方法にお願いする。

るんじゃないかと思っています。

8番

そういう問題は特別委員会が出て来なければ出て来ない訳ですが。

市長

委員会の仕事上そうじゃないかと思います。

8番

これはすべて委員会に任されているんですが当局としてはどうにそういった手続はしてもいいという考え方をもっているんですが。

市長

その特別委員会の意思によってはまたは初めてないんじゃないが。

8番

そうですが。

3番

今の質疑に対して特別委員会に対して答弁がありましたが、この広域の認可の日とそれから文書の受領が17日という説明でありますが。広域の起債認可という新しき事態が

然るに許可申請の手続きに対して政府より正式に起債許可が降りたこれは、この問題に対して新しい事件の発生であります。そしてこの新しい事件の発生によって又もう一方すべての面において苦悩させられることやいけませんが、その意味で住宅建設の推進をしてまいる所に重点をと思いますが、主旨の説明はその所に解釈してよろしいでありましょうか。建設を推進する所にという予算の希望を建設費に結びたいこういう点に重点っていいますが、特殊その理論をさせてですか。

市長

ノクロだったと思っています。

3番

これは融資の許可は下りたということを只建設費に当地上知らせたんじゃなくして融資の許可が下りたから建設を推進してまいる所にという所なる事をはっきり理論させて決定ですか。

市長

融資の許可も下りましと又減額にも理論してきた主旨はしたもありました。

早くやってもらった方がいいんじゃないかと言う事で伺いました。

3　番

主旨の質問者とおなじ同じ考えを持っている訳ですが、やはり融資の認可という所謂新しい事業の発生によって当然事務が増加されなくてはいけないと思います。そこで業者の決定を早目にすべきだと思っています。どういう形にすべきかという事は今の時の事務の出すべき問題であります。私はそういう形にゆしたげたいんですが、新たに設けて事務員に対して事務の仕事を早くやる様にという申し入れをおさせる考えありますか。

市長

これは成可く早く目的と考えていますので当然やります。

議長

休憩いたします（午前11時8分）

再開いたします（午前11時12分）

議長

本年につきましては質疑もつきた訳でありますので、質疑を終ります。

思いますが市長議ございませんが

（異議なしの声）

議　ご

市長説明がないので質疑を終り事
ご報告申上げます。
以上命をおします。

11　番

計画案内にもありまする様に本市
手の新事業であります。しかも説明
でもこの事業を促進すべく努力事
説明をつくってから申ます手になら
んとしております。しかしながら着工する
予定が3年間も延期されて今日に
至ってあります。事ここに至って市民の
の声も掲載されて事業が出来る
様な予算措置は既にされてあります
けれども、しかしながら3年間まから
の情況にあってどの様に考えるか
んでもいった様な事がなぜまだ
目鼻がついてありません。果して
の予算が新年度に入って直ぐ執行
されるかどうか非常に疑問を抱いて
います。更に説明がつくってありますと
ころの促進策を説明をもっと促進す
るといって様な使命にゆるがして
早目にそれが実現する様に努力を

すべきだという形に考えます。そして当局も自主性をもっともっていそがいでいただいて、この事業が1日も早く着工されん事を要求いたしまして、原案通り賛成いたします。

議長

議第30号 1969年度埋立事業特別会計補正予算については、原案通り可決することに異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議長

異議がないので、本案については原案通り可決することにいたします。

議長

次は日程第4、議案第34号 1969年度市営駐車場土地造成事業特別会計補正予算は6月12日の本会議において継続審議の件に対しましてありがとうございます。商工課長からの説明を願います。

一応事務局長として説明いたします。

津波委員会

本事件に対する委員会の経過の概要を申し上げたいと思っております。本特別会計が67年に出来まして3年目で一応工事が完結するという事になるのでありますが、本事業としては一部の付帯工事にもありますところの17号道路、つまり軍用地に接触する部分の道路を残して全部本年度で完結する予定でございますが、そこにおいて事業としては完結でありますが、従来一般会計に用うのいわゆる事業をさせて初め本事業が着工される時点におきまして、これは政府と市当局によって3分の2は政府が持つんだという面でおおむね了解した建前でありまして、という面で着工したのでありますが、工事の進捗する面に応じて、その時点で政府も毎年補助をおろし、又地元も負担を建前でやってきたんですが、これが正式の決定が出来ないでそういう面で、その時点で補助の計画も書いまして補助をお願いまして残りを政府と市が折半するんだという形で議員提出を(動)いて来ったのでありますが、いわゆる今この時点で最終年度であるし、そういう時点で問題になったところ、この所管が(動)

であります。結局当初計画にもありますが、総予算の事務的経費を10%で押さえるという事でございます。そして残りを経費を節約するという事であります。結局この10%に押さえられているのは、32万であれば3万2千では済まないが、しかし実際的事務的経費が4万さらになって、その部分は一般予算で処理しなければいかんという形の経費で現在この処理分を手当分に申し上げますと66年度が一般会計から20,638ドル弱の処理ですね。

67年度が政治が3,467ドル弱が4万2ドル、68年度政治が8,111ドル弱が74,051ドル、69年度政治が28,000ドル弱が38,067ドルという事になりまして政治の予算通り来年度迄まとめて政治が116,568ドル弱の処理が137,483ドルという割合になっております。その他の項目の中に一応は事務的経費を引かれるという事でありますが、おそらく決算の段階では多分この項目の処理を決算にみていろんじゃないんでとかそういう事も政治の予算の言った原因はそこにあるんじゃないかという事であります。以上参考資料として提出致します。以上に議員学術調査に

予定しているところの道路を中に道路が計画されています。その分の経費はうすくんでいるが、それからイクヲ道路の道路の執行してない分の予算はうすくんでいないかという面で当初計画よりはうすくんではないかという事で質疑を交した訳でありますが、その分は殆んど人件費に廻っていると、前年のあと126,5イクドル負担すべきものがあと10,000ドルが入ってこないために、このイクヲ道路は出来ないという説明とそういうのその分は当初計画してあったところの負担(用地)を設けてありますというのが浮いてあるから、それで使えばいいという事を申し上げましたら殆んど人件費その他の事務的経費に廻ってあるという事で、このイクヲ道路の面にあきらかには一応事に対して使用許可の手続きを前就いやなして使用許可の手続をやってあるそうでありますが、それがまだだと考う。当初計画では4米道路を計画してあるそうでありますが、これが7米道路でなければいかんという訳でその分(用地)に入るとこの使用の許可をとりつけています。そういう面で現在には予算のあかには載んでないと。そこの部分が出来ないと考う

度では出来ないという事でございまして、この点にあきましてはあとでどうにかするという訳で、いわゆる今の式弾力条項の事業が済んだという形で政府の認可が切りつけられるかどうか、そういう面もまだ方針が決まっておりません。

そういう様な問題の事業でございまして、例えば毎年4万ドル位の一般会計から繰り出されて相当一般会計を圧迫しておるわけであります。そこで都市計画部門の繰出金を減少させた。市としても之迄の都市としての事業としての完結をやってもらいたいと思いますが、その点にあきまして一部の道路を残すという事は非常にむずかしいのであります。住宅政府の負担すべき14,000ドルを折衝してその点の工事をやってもらう様に努力をしないという面で意見書を添えている訳であります。内容にあきましては質疑の段階でお願いたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

本案に対する質疑を終ります。

1 番

只今の予算での説明の中に政府から支出されるべきものが14,000ドルこれがこないために弾薬を売ってそうんぬんがございましたが、あのどこの工事ですか。

津波予算

工事を施設という訳でこれを事業ごとに事業によって認可する訳でありまして 説明の段階で聞きましたら政府からの支出分が減ったので出来ないと又出来ないという理由は細にもございまして。その道路の分は事業から公式の認可申請をしてもらわなければという事でございまして、結局14,000ドルがこないというのは公式に決算した場合には政府の支出した額が正当でないとみなされますので、これを払う訳にはいきません。結局事業費の割に事務的経費の10%をみてその所得という事になったら事務的経費のもっと10%に押さえた場合には当然そういう結果になるんじゃないかという話もあれもして政府が支出側に果して それ支出してくれるかどうか。今後の政治折衝に待つ以外にないんじゃないかと。初めの分。

の負担からやり上げます。結局総
経費からの内から事務的経費10%
以内をみてその10%を越した内容
が負担するという事になりますので
それを計算してみるこの数字はあり
政治的なものは少ないという事
はないと思いますが、しかしその残
して果してこの事業の目的というか
どうか その面において政治と
所得税 その内の工事をやるために
予算を獲得すると、残った内の予
算を内部それ以後に使うという事
であります。結局予算がないから
出来ないという事であります。結
局一応工事の内の何かに計画さ
やるべきに方法はないと思います。

1 番

当局に伺いますが一般質問の
中でまだ伺うべき範囲内では所
謂地域の改善整備事業の中政治
補助金として38,000ドルが計上されて
ています。その他に14,000ドルの改善
整備事業として政治の予算の中に計
上されてありますが、その点につい
て説明される事がどうかお伺い
します。

前沖博君

その件については（聴取不能）
14,000ドルは前年度の繰越しであります。

1番

具体的に繰越しと申しますが、これをどういう形に当てはめてどういう形に使おうとされているのか、予算措置の中で具体的な説明を願います。

助役

これは68年度における44,000ドルの補助金を当ててあります。そしてそれを用工事試行中であります。その工期は多分10月までかかると思います。その69年度に入る分が財政としては予算繰越として14,000ドル計上してあります。それから防衛庁関連事業においては、それぞれ不用額にあたるとして又69年度に追加更正すると、

1番

14,000ドル入るんですね。

助役

現年度の44,000ドルの14,000ドルが繰越されるという訳です。

議長

休憩いたします（午前11時31分）

再開いたします（午前11時33分）

18番

字内地域との境界面において、字から正式に測量されている地積と、それから計画内での地積が、くい違うとあった訳でございますが、これは確か本年度の予算で何とか調整するために測量したはずですが、そこの調整がされているかどうか、その面の審査をなされたかどうか。

事務局長

調査度の件については必ず調べてありません。

18番

個人の土地が、ある字界から測量されている分と片が計画地内に残っている坪数が個人と市との調整がとれない土地があるんですが、これを解決した場合においては、何とかして調整費を実施の見通しが充分出来ないと思うんですが、そういう面の解決はどうなったか。

議第6号

法第11条第3項（第11条第3項）

第(4)項（第11条第3項）

都市計画法

宅地造成線の線ですけれども、それは政府との問題になっていると思うんです。（発言不能）

実際の地積と宅地の間の面積が(2)というのが分からないという事であります。これはどうして解ったかと申しますと面積は4坪を7坪にしたいという陳情書の線です。それで同じ線とこっちの線は同じなんです。それでまた D. E の方にもいって そこで どうしてそうなった。現在引いてある線はこれは実際 D. E の線と赤の線とを引って、これは引かれた線です。それが(2)面の上では現地では どうなっているか解りません。確かに(2)面にあっては一応解る訳なんです。向こうのいい分としては結局向こうが侵っているのは旧(2)面なんです。勿論侵っているのは新しい(2)面なんです。そういう訳でその点でその(2)面の線が違ってんじゃないかという事実が解ってないんです。

18番

議長はどうであれ、個人の土地がこの都市計画をするために売ったのが、もう数年の結果になった農政当局はどう考えますか。これはなくなるというような考えが多いという考えですが。

都市課長

それは恐らく正当じゃないはずです。

18番

だから その面で軍用地の農政には 例の地域の変更のあれで、例度の都市計画法の中で、例の軍用の住宅の建設をやっている以上は当然調整すべきである。あのやはりまずは、これは住宅がどこにあってもいいと 考えるべき土地は軍用地にあるが軍用地外にあるのが在る所在をはっきりすれば問題はないと思うんだが、例の数にうやむやになって軍からは言うがそこれ式例外やってあるんだが、結局は入らないという事になる。それで例ので測量させるために意識を感じたと思うが、そう結果がどうなっているかという事です。

都市計画課

これはあすなろ苑の西りで土地がどこにいったかという事は（理解不能）

18番

早くそういう面を解決してもらいたい

11番

1款1項の中に積立がございます。1,700ドル これはどういったものであるか事業が縮少されたにもかかわらず尚積立があるのは、いかなる手段でやります 詳細説明願います。

建設部長

この件につきましては、墓地事務の運営 その他拡充する事が謳ってありますので、そういう面に使うためだということです。7月までの運営をしたいなんが必

11番

これは3項の1目とも関連しますが

建設部長

これは全部事業です。これとは関係ありません。これが測量が出来まして今度は山ける場合の買収する場合の補償を打って、はっきりさせる。はっきり

決める訳です。どこからどこまでの所有ぞと。

11番

測量するための杭打ちじゃないですが。

建設部長

そうです。あれとは別建物です。これは測量設計者は委託員に頼しまして、出来上がったのを貸測して杭も打ってやるというわけです。3項の整地費っ測量設計費はこれは建築です。あとでそれによって再確認やりまして、それが設計がなかった場合にはそれによって杭打ちをやるという所が段取りでそうであります。

11番

整地費の。節ハ3万8ドルこれの文盲トラック。これはトラックを使りきるんですが。

建設部長

今あっちこっちに整地をするそれに大きな石とか残り上ったところもそういうところを拾うそれに例った土を運搬するための借料です。

11番

市には工事トラックがありますが、これをなくしていきますか。

津波委員長

いや違います。これも住部消防に用する所です。
請負じゃなくて寄上です。

11番

ほんとの時間ならば日数にして1日手で作業がありますが、これもあの人ツクを使えないという事はどういう理由がありますか。

津波委員長

これがまるまる1日分であるならば、そういうものでありまして市は市としての人ツクの使用料があるという事で、1カイ千円上とってありますが。例給がなければ市の方々出すわけです。別にどこの人ツクという事は限定してありません。

11番

それから委員会は共ったで評価委員会がありますが、これは既に猫ちゃ多くの仕事は終ってあるわけに(す)いてありますが、これは評価の作業

がどの程度残っているのか。

建設事業部

7億を予定しています。評価の分野に大体の評価をやってきたのが、それに対して異議とか異議申立が出てくるものを予定して7億を予定しています。しかし例年的な評価は終っている状況であります。

11番

これは評価放棄がしてないと思うんですが、

建設事業部

いや評価して異議申立のあるのが出た分野には再評価という面で出てくるとかという事もあり得るという事であります。

11番

評価の作業が完了して異議申立も或る程度想定して

建設事業部

6月末頃に最終の時期になって補正を組む時期に評価の終る時期になるんじゃないかと思います。

11番

これは評価しないで、ただ精算事務は出来ないと思うんですが。

津谷委員長

評価は出来てあるんですが、まだ要望とかより強くです。

11番

だから皆入れなければ要望申之も一応受けて、これはただ精算事務は伸ばさなければと思っているが、分手度中に評価も消さねばいいんでというような事になると、又精算も出来ないと精算も長びくという事になる訳ですが。これへんについてはどうですか。

津谷委員長

そこらで時期の問題はまだ検討してありませんが、その点課長から。

都市課長

別に評価は続っている訳なんですが、これに関連しているのは、これからは問題もでてくるであろうと、どうしても解決すべきは。

（発言不能）

11番

その作業その事務を終るまでは
はっきりした明答ではない。

都計課長

これは（確約不能）

津波委員長

もっと大きく説明してください。

11番

こうした問題も既に終ったと要請申
されれば、直に撤去させるため
に法的要件を明かにすべきだ
かんという事ですね。

都計課長

そうです。

11番

そうしますと個々の要請申出を
受けて最終的に決定されるのは
誰なのですか。

課長

建設省そしまて（デ出ないのもいる）
南部そしまて（デ出ないのもいる）

議 ビ

質疑もつきましたようでありますので、質疑を終りたいと思いますが、異議ございませんか！

（異議なしとの声）

議 ビ

異議がないので、第1号に対する質疑を終ることにいたします。

議 ビ

第1号に対する討論を行います。なければ討論をしたいと思いますが、異議ございませんか！

（異議なしとの声）

議 ビ

異議がないので、第1号に対する討論を省略することにいたします。

議 ビ

議案第3号、1969年度宜野湾市一般会計予算および各特別会計予算ならびに財産の処分および債務について一括に討論します。

賛成の方、可決することに異議ございませんか。

（異議なしとの声）

議　長

異議がないので、原案について可決と決します。

議　長

以上をもちまして、本日の日程を終了することにいたします。

次会は3月5日（月）にいたします。

議　長

休憩いたします（午前11時48分）

議　長

原案のとおりとする（賛成者挙手）

議　長

次に第3、議案第4号1968年度宜野湾市水道事業会計補正予算を議題とします。本件については、建設産業委員会に付託してありますので、委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

議　長

休憩いたします（午後2時2分）

再開いたします（午後2時9分）

議　長

建設産業委員長の報告を求めます。

建設産業委員長

建設産業委員会の審査の経過と内容報告申し上げます。付帯意見にありますとおり、あと執行の日にちが10日を余すだけの状態で、これ迄の更正でやって執行可能であるかどうか。さらに(四)も元に戻した設でありますが、多くの執行を来すという事で了承した設であります。内容的にはおきまして、支出の1款1項の2目、手数料の1,200ドルが、

一応事業費用から事業収益の方に移し替えたのが、大きなあれと、それから車両購入の分が一応350ドルの中古車のそれに一応盲点をやったと、そうしたのに予算にあきらかではない参考的に明らかに混み入っているのが、小子親子の就学が予定通りいってないために、その支出の1款1項2目の8目のその他の事業費用、なんかが減っている状態であります。

問題は本事業費用としてもかなり厳しいものがあって、もっと研究して内容的にも盛り上げてやるべき問題でございますが、明瞭な余裕がなく、それにかなり厳しい自体の事業としても出納、この厳しいのまま方にあってもこれは研究もしてありませんので、一応本議会を終ってから研究班を設けて内容を充実やらなければ、一般会計もかなり特別会計のあり方という事が充分検討出来ないという面で事業費も一致してあります。この点にあっては内容的に充実する支出系統というのが解らないので当局の説明をすると答弁あり決定した次第であります。内容的にみるとまた当初予算で新車購入として新車を買う予定で1,500ドルの車両購入を

計画してあったが購入時点にあり中古車を買ったという面で1両の車両が故障したと、今度買った車ではないようであります。が、そういう面で耐用年数、それから何年使った車がどの程度使用に耐えるかそういう面にあまりこの点深にみてはありませんが点検されるという形の車でございます。毒ガスの問題を新たにして質疑にお答えしたいと思います。

議 ど

本案に対する質疑を終ります。

3 番

この事件の内容は約束しませんが、性格的諸者すべて了承にあげていますが、毒ガス材としてはやはり不充分であります。了承という理由が第一、了承という賛成理由が第二、これはあくまでも了承であって毒ガス材としては不充分であります。そこで例えば6月10日の議員総会に提案して5項目の質疑を申されての賛成者、質疑を抜きての反対者が第二、これが一番新しい日時を申されるのに5項目、既存申されますが。

総務課長

これは4月末日の実績を申されてお
ります。

3番

仮にあぶれもなくいきなり1週間
後あたりに実績に基く積算計算書
をもらいたいというような場合には、何
日現在の積算計算書が出来ますか。

総務課長

5月末現在です。

3番

あと1ケ月10日以内あったら現在と申
されて出来る訳です。
月末から10日位経っては月末現在
分が出来る訳ですね。
追加更正予算書でありますが、特
に追加更正予算書作成に関しては、
なるべく提案するのに近い日の年日を
捉えて実績に基く積算計算書実績
に基く資格計算書、これが欲しい訳
ですからこれはどうして予定でい
ありますか。これは書面資料としま
しては先ほどやはりそういう事はお解り
でしょうね。皆さんは必要な必要で
ご資料としてこれを作成されたから
おそらくは、その必要に関係必要で

はなはだ遺憾に存じます。予定の貸借対照表損益計算書であるから、やはり概算に近い数字です。つまり実績に基く損益計算書、例えば4月30日現在を締めての損益計算書、こういうものはありませんが。

なお説明

出来るだけ少くとも、こういう過去の事業の沿革的な添付資料としては予定貸借表とか。

3 番

私が申し上げるのは書面資料としてではありません。沿革的な場合ならいざ知らず、方針がそれは資料に要求がなければ口頭説明でいい訳です。1かし私が申し上げているのは書面資料として提出されての説明書、これは法的な説明書でなければならない筈だったが、説明してあります。私が申し上げた事があるんですが、どうぞ申し上げるまで予定という損益計算書、予定という損益計算書を作成するより実績に基くような書類の作成が少くとも10分の1の時間がかかるものと思うんですが。予定貸借はかまってややこしいんじゃない。でありまして実績

に議員としてもこれは形式的な面
単にこれはみるせんですから、実績
に基く損益計算書だってそう本当にみ
るべきだが、私は初めてのぞみなんです
よ。

川村課長
予定はおくらせず予算を100%執
行した場合はこうなるんですという
事です。

3番
例えば東京事件の場合には特に事
度末におけるところの例の東京事件
が仮令は私は建設事業に基く損
益計算書、その他貸借対照表を提出
していただきたい。これは多分論議
はこれからあとに残ります。できる
ですね。

川村課長
はい。

議長
他に質問もないと認めるので質疑を終りたいと思いますが
御異議ございませんか

（異議なしと呼ぶ）

議長
異議がないので、質疑を終結し、討論に移ります。

議長
本案に対する討論を求めます。
なければ討論を省略したいと思いますが異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
異議がないので討論を省略し、採決に移ります。
議案第43号 1968年度当別漁港修繕事業（防波堤）についてを採決に付します。
賛成の可決することに異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長
異議がないので、本案については賛成の可決と決定いたします。

議 長

休憩いたします（午後〇時〇〇分）

再開いたします（午後〇時〇〇分）

議 長

以後、議事の進行は、議事日程第〇号、平成〇年第〇回宮野木町議会定例会議案第〇号について、その本会議において、質疑を終結した部分に対する、委員会審査の結果の報告の部分についてあります。

本案を再び議題といたします。

質疑を許します。

総務課長 長

それぞれ、議事の進行を途中から継続審議となっておりますので、

議 長

本案に対する質疑を許します。

14 番

入居資格について、第4項は、〇〇項は〇〇項に収入が〇〇万円以下、100万円以下とありますが、入居申込者の収入が家賃月〇〇〇円

助 役

これは家賃月〇〇〇円であります。

比 番

工事は 来年度完成する見通しですか。

説 明

大体 来年度には出来る見通しであります。

比 番

随分と買入態勢は出来ていると思うんですが、申込者の資格、特に県内面ですね、県内面の問題方法はどういう所になされますか。

説 明

これはまだ条例が制定されておりませんので、正式な比較という手続きはとれない訳でありますが、これを確認する方法としましては、現員現数者が主になるという事になります。

比 番

比較対象として第5条第1項のものがありますが、これは大体どういう事が予想されますか。

説 明

これは建設省事業局による指定が……

14番

更に次にありますか。

助役

これは今の経営が災害があるという事が想定される事を予見していると思います。

14番

第11条1項の請書に保証人の住所の内容はどんなものですか。連帯保証人ですか　単にいう保証人ですか。

助役

この請書の書式が配られていると思いますが、これにありますとおりその請書にうたわれている事項を保証するという旨に解します。

14番

そうしますと、いわゆる債務不履行があった場合にはいきなり保証人に請求する事もあり得るという事ですか。

助役

入居者がどうしても滞納を繰返すことがないよう、自治の不活の事で

あれはそういう事を言われてると思います。いわゆる今の入院者がいろいろの家庭事情で減免に値するという状況でなく単にする能力をもたないという事態には当然そういう要求はすべきだと思います。

14番

払える能力がありながら払わない場合に保証人に請求しますか。

助役

一応入院者にあらゆる手段を尽くしても払わないという事態には その人の資力がありながら払わないという場合は、まずその資力があるものからとってから保証人に対しては、請求できないんじゃないか。

14番

資力を差押さえて余りあれば保証人に請求する。

助役

それが当然じゃないかと思っています。

14番

この請書は昨日提出されて承知

ずいぶんと陳述事項4に関して
経済産業省で6月14日こうゆに
関する答弁を修正可決しているが
当局は承知ないんですか。

四方 政
参考資料でつぎのものを今のまま
持って来てありるようで、この事項
は又修正になります。

小林 書
それでは只単に提出してと又です
ね。

四方 政
参考資料として

小林 書
ひろ子に明り渡し労力解雇とあ
りますね。内容は単なる明け渡しと
労働ある又だと解しますが。当局
はどういう風に解釈しますか。
その疑惑が或る人について本人又
では保証を求めない場合には市を除
外して、その疑惑の場所をあっせん
してあげて救える様な状況にする
という事もあるし。又本人として労
働そういう自分で疑惑の場所を探
す様に努力しなければ、という努力。

規定であって強制力がないかとも思います。

14番

入居者が他の適当な住宅に入居できるように斡旋するとありますが、そんなにうまくいきませんと。

助役

就学とかいうものは一応の線なる地域であっても居住している人に対しては強制的に通学する事は人道上も難しい意味じゃないかと思います。

14番

つぎのものをそろえるのもってきて欲しいですが31条は明け渡しを請求しなければならない。請求する事が出来ると事業者として当然行使すべき権利を不行使しても条例違反にはならないような提案になっていますが、行使してもいいし、しなくてもいい。事務的に考えてはやらない方が多いんじゃないかと思うんですが、どうお考えですか。

説明員

これも一応34年という期間で、入居後の許可をする訳でありますので、先ず、その違反行為を起させない様に一応反省を促して、そして出来る丈そういう事が起らない様に努めて、尚それが不可能の場合、当然執行者としてもやると思いますが、いわゆるくろけが出らないという事になると如何なる条件にあっても やらなければいかんという事が考えられるので、そういんは入居者を保護するという意味から十分の供和をするという趣旨だと考えますが、

議長

第10号議案は当然行使すると考えていい訳ですが。

説明員

これは一応自然反省をしないと度々注意をしても、そういう事を実行しないという事になれば、そういう事も考えなければいかんじゃないかと思います。

議長

31条の消防法に34条を適用して、第10号議案をやるか。

助役

34条は少し性質が違います。31条の場合34条のものとは関係ないと考えます。31条は例外の規定の適用がない場合には例外の請求をする筋でありますが、その場合にその請求を受け入れてくれない場合の筋ないし筋でありますが、その請求を受け入れないという事になれば、これは1つの行政処分を拒否するという事になると考えます。しかし34条の場合には使用料その他の徴収すべき金銭についての不正行為者がある場合にその免れた額の5倍の過料をとるという事であります。31条と34条とは関連ない筋であります。

北川

関連あるんじゃないですか。不正行為によって入居した場合に明渡不能

助役

これは、いわゆる直接のあれで入居すべき資格のない者が入居した場合をねらうんじゃないかと思いますが。31条の場合は、この34条の罰則はいわゆる減免規定を適用しまして、その実際は減免に値しないものを

者がそういう減免を申し出て減免の減免を受けた場合、その示唆等がはずれた場合その免がれた部分の必要の負担を徴収するという意味に解します。

議長　番

30条は入札資格の欠格事由に基づく制限ではないんですね。

総務課長

そうであります。

議長　番

30条は明け渡そうとするときは、10日前までに届け出、検査を義務づけられているわけ。（発言不能）

総務課長

おっしゃるのは、もっと日数があるべきとおっしゃる点ですが。

議長　番

日数はそれでもいい点ですが。（発言不能）

総務課長

そういう意味から今は10日間あるからと、いう事では、、、ないかと、次の

入居者に対して通知をし、入居準備をさせる余裕がないんですから、それで10日あまって通知をしないと、長く期間があいたりという事を防ぐために、それ丈の期間をあけるべきです。

14番

賃貸問題としてやっているんです。

中谷

その場合にはこれは10日前に入居しない者はその間に保険料の問題がありますので、日割り計算でやらなければならないと考えています。

2番

12月入居期間3ヶ月にした理由について伺います。

中谷

入居期間については2ヶ月の予約をうけるとなっていますが、例外をが2ヶ月は3ヶ月という理由は、ほかという事で移行にも間に合の準備をしてあります。

2番

一の法、借家法に最低賃1年やらんといかんと、1年未満は1年をみるヨという事であります。
3年以内に別料の徴収、そういう格風にこの契約を破棄するという条項をうたってあります。

助役

うたってありません。

2番

それは無効になるんがどうか！

助役

所得の制限の適用を受けるものは、入居当時のものの所得を押えて入居資格をよこした法であります。で、結局その入居の資格がなくなるという事は反対にいえば所得者であるという事になる法であります。それで3年の期間にはそれ相当の所得の向上があると、そしてそれからは公営住宅に入らない形ないわゆる資格をうしなう形な状態になるというのが想定されて、3年じゃないかと解釈をしている法であります。

ら 番

解散権はいいかどうか！3年を契約した以上は、3年の居住権がずっとあるという事で本人が出ていきたいという事態が初めてでもあると聞いておりますが、その場合に訴訟費がかかったり、示談が出ると思うんですがそういう面の対策。

助役 答

入居当初の所得制限が満たず示談にがなってあれば3年は住まわせその所得については責任はする形にはなっていない筋です。

2 番

3年間は一応借りれば入れるという筋ですね。家賃滞っ最低限の1年更新にすれば、所得の伸びをみる場合には1、3年は80ドルから100ドルの枠でありうるわけで、経過入においては変動あると思いますが。

助役 答

これは解消の伸びが変動等について、こういう推定をした場合は知りませんが、精神からいきまして低所得者に入る。孫の所得示唆の人

ほうが手当では所得の向上に対して低賃金に入らない形に状態になる想定だと考えております。個人差はあると思いますが、大体一般的に考えて。

2番

妻帯者として1人手当とかを理由についての検討なさいますかどうか。

助役

扶養法の適用を受けるものは考えておりません。これは普通的という考え方で適用除外するという考えであります。

2番

しかし初ちの条項に法的が市町村自治法などにこれが基く規則の定めるとあります。

助役

結局自治法において普通的についてはいわゆる手当りに責任義務付けている状です。

2番

それで困る人は法を適用して困ったという事になるのは。

議長

これは行政姿勢でありますので
御検討されるべきだと思います。

2番

情報法を制定しようという事
ですね。

8番

2項の努力義務についてでありますが、議員は本は持参する先を
探してくれないからお金はおちない
という状況になって当局が困る事態
じゃないかと思います。そこで義務
として2項削除した方がいいと思
いますが、そのへんは御検討なさ
れたかどうか。

議長

2項については検討してみません。

8番

当局にお伺いします。議員この
努力義務はない方がいいんじゃ
ないかと考えますが、答弁願います。

助役

これは一応35年という相手からいいますと、契約の確保という事になりますので、その契約にあっても考える必ず公営住宅の部分を主がして本人が住っている契約を放棄してもらいたいという形の要望規定だと解釈しますが。

8番

助役さんはこっちの方が協力されるという規定になっているんじゃないですか。

助役

法に所得制限はなくても観念的に確かに所得の向上した者がおると出来られる場合に別なされる場合にはもちろん必ずまた形に強制する形にやるためには相手に対しても説明を徐々にしてあげなければそういう事もいるんじゃないかという形で解釈をしていますが。

8番

だからこの公営住宅を(?)消に工夫してするという事は別な段階のものとそれとは、そういうことも考慮に入れてもらいたいと思います。

努力するのは当然でございます。
しかしながら強いて条件にするなら段の方は条件にするなら必要はないんじゃないか。それでいうそういう自分は相手につけ込まれるおそれはないかどうか。

助役

これは一応3年間は入居をしてもらうしかと一応その面においては双方納得の段であります。それを過ぎてその所得が向上したときに出ていく形に相手にも努力をさせて又市の方もその面の職員というものが、それについての入居でありますので、一方的に押しつけてはいかないんじゃないかと考えじゃないかと考えております。

議長

休憩いたします（午後2時40分）
再開いたします（午後3時3分）

議長

本件につきましては議長を含む3名の委員の所管で再審査してもらうために設けて調査委員会に付託したいと思いますが異議ございませんか。

（異議なしの声）

議長

次異議がないので、原案決定いたします。

次日程第7の議案につきましては、議案書どおりいたします。

議長

休憩いたします（午後3時6分）

再開いたします（午後3時7分）

議長

①第第5、議第第2号、②第第6、議第第3号につきましては、6月12日の委員会において、総務事務所の方に付託してありますが、委員会から審査日程の変更についての要求書が来てございます。一応本要求書を事務局長として通知申しあげます。

議長

休憩いたします（午後3時8分）

再開いたします（午後3時9分）

議長

総務委員長の報告を求めます。

調査委員長

只今朗読いたしました西ノ内議員
提出の討論書に対する賛成につ
きましては審査期間内においては
充分なる審査が出来ませんでした
ので、ここに審査期間の延長をお
願いして居ります。
それにつきましては議案第四号
別府市職員の給与に関する条例
の改正でございますけれども、こ
れにつきましては審査の過程にお
きましていろいろと問題が出た
訳であります。例えば別表の第二
これは手当表であります。現行支給
額が40ドルから46ドルに引上っ
ております。これにつきましては他市町
村の引き上げをこの提出しているも
ころの資料を基にしてもっと検討
しなければならないという形の事が
あった訳であります。そこでその資
料が審査期間内に集められませ
んでしたので、それを踏まえまして検
討を加えるという事も考えての事
討論を検討した結果に一般職
員を子業した場合の賃金を子業した
場合の一般事務職員の事務員
の初任給が47ドルになるという
事であります。これは11号給を
(中略)ざれる。更に賃金表を読み

さて、ところの大学子が勢いこの予算を適用されまして、83パーセントという風になる訳であります。そうしますと同じ適格者数には大学にあきまして、ある訳の16歳の初任給よりは、ひゆ上るんじゃないかというような意図をもって訳なる訳であります。そうしますと、これは勢いある訳の16歳や或いは新規学卒者より上回るという事になると、そこに問題があるんじゃないかということ訳な事であります。更にその他に、この給与に関する面につきまして、もっと資料を集めまして、それに基いて値り下げ又は検討をしなければならんということ訳な指摘にさらされまして、9月中に上げまして訳に基本的の姿をあらわしたものであります。更に議案第3号予算関係は、昨年度一部改正であります。これにつきまして、他市町村の1度の改正事業も検討いたしまして、ところが、これについても若干まで問題があるんじゃないかという訳な事と、更に1号、2号、5号は非常勤の嘱託者であります。6号、8号は臨業管理者であります。6号、8号は嘱託者

あります。これは職員給与費が割り
合には伸びております。
そこで年度末の監査委員とPTA関係
で増員増額になっております。
支給額は上回っております。そこで委
員会としましては今のPTA関係検討
をしましたし、更に文書から考え
問題になってありました兼職届に
いう職員が兼ねる場合報酬と
支給額と、それから職員以外から
職員外から今の職務に専念して
場合の支給額の問題等も一応
は検討すべきだと、更に他市町村の
状況もにらみ合わせて検討すべ
きだといった形なる場合になって
更にこの問題は議員の報酬に
属するものであります。又関係する
問題であります。世界文化
員会さんの意見も聞いてこの問
題を次で聞いたらがいいんじゃ
ないかとこういった形の事から一応
はこの形にして期間の延長をお願
いしたいであります。といった形な
事でお願いしてございますので
今の人を御理解いただいて
認めて下さる形でお願いします。

議長
休憩いたします（午後3時14分）
再開いたします（午後3時15分）

議長
請求第24号、請求第25号につきましては、只今書記での朗読の通りであります。
両案につきまして質問を逆転する事に異議ございませんか

（異議なしと呼ぶ）

議長
異議がございませんので質問逆転を決定することにいたします。

議長
休憩いたします（午後3時18分）
再開いたします（午後3時47分）

議長
会議録が完了いたしましたので、本日の会議録に署名を求めて閉会することにいたします。
なお次回は平成10年3月11日（午後3時49分）